

介護老人福祉施設セピアの園運営規程

(事業の目的)

第1条 老人福祉法の基本的理念に基づくとともに、介護保険法の理念に沿い、高齢者が要介護状態となった場合においても、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って施設サービスを提供するように努める。

2 明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|-------------------|
| 一. 名称 | 特別養護老人ホーム セピアの園 |
| 二. 所在地 | 京都府京田辺市飯岡南原4 1 番地 |

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は社会福祉法人愛育会とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長(管理者) 1名

施設長(管理者)は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。
また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師(嘱託医) 1名

医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(3) 生活相談員 1名以上(常勤1名)

生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

(4) 看護職員 2名以上(常勤1名、機能訓練指導員と兼務)

看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 介護職員 15名以上

介護職員は、入所者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

(6) 管理栄養士 1名以上（常勤1名）

管理栄養士は、給食の献立の作成、入所者の栄養管理、調理員の指導等を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(8) 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(9) 介護支援専門員 1名以上（常勤1名）

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

（設備及び備品等）

第6条 施設サービスを提供するために必要な建物及び設備については、居室、洗面所、静養室、浴室、便所、医務室、食堂及び機能訓練室、廊下等の専ら施設の用に供するものを整備する。

2 前項に掲げる設備の他、施設サービスを提供するために必要な設備及び備品を備える。

（利用定員等）

第7条 施設の利用定員は50名とする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

2 利用者に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設を利用できるようにする。

（施設サービスの提供）

第8条 施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対しこの規定の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な場合に施設サービスを提供する。

3 正当な理由なく、施設サービスの提供を拒んではならない。ただし、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な介護老人保健施設、病院又は診療所を紹介する等の援助を速やかに行う。

(施設サービスの取扱内容)

第9条 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、施設サービスの提供を行う。

- 2 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 施設サービスの提供に当たっては、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、適正な手続きにより身体等を拘束する場合がある。この場合でも、利用者の家族に報告し、必要に応じて情報の開示に努めるものとする。

(施設サービス計画の作成)

第10条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成もしくは変更に関する業務を担当させる。

- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成もしくは変更に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者がその希望する生活を行うに際して、利用者が現に抱えるニーズを明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で改善すべき課題を把握する。
- 3 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された改善すべき課題に基づき、利用者に対するサービスの提供に当たる他の職員と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画もしくは変更の原案を作成する。
- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画もしくは変更の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、介護報酬告示上の額とする。

- 2 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用。利用料は別表のとおりとする。

(勤務体制の確保等)

第12条 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 利用者の介護に直接影響を及ぼさない業務を除いて、施設の職員によって、施設サービスを提供する。
- 3 職員の資質の向上のため、研修の機会を確保する。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、避難、救出訓練を年2回行う。

2 消防署との密接な連携及び地元消防団、隣接協力病院との連携強化を図る。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 施設の利用に当たっては、あらかじめ利用申込者又はその家族は、この運営規程の概要、職員の勤務体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書の交付及び説明を受け、サービスの内容及び利用期間等について合意の上でサービスの提供を受けること。

2 実際に施設サービスの提供を受ける際に利用者が留意すべき事項としては、次のとおりとする。

- 一. 外泊、外出の際には、必ず行き先と帰園予定時間を届け出ること。
- 二. 居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用すること。
- 三. 喫煙は決められた場所以外では行わないこと。
- 四. 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。
- 五. 施設内で他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動は行わないこと

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。また、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(協力医療機関)

第16条 入院治療を必要とする利用者の為に、あらかじめ、協力病院等の協力医療機関を定める。

2 協力医療機関は、田辺病院とする。

(掲 示)

第17条 施設の見やすい場所に、この運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第18条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第 19 条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

(地域等との連携)

第 20 条 施設の運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 21 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

(緊急時等の対応)

第 22 条 利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに医師または施設が定めた協力機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(虐待の防止)

第 23 条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一. 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うこともできるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二. 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- 三. 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施する。
- 四. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第 24 条 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には身体拘束廃止委員会を開催し必要な手続きを講じ、入所者及びご家族の同意を得て身体拘束を行う。

付 則

- この運営規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成16年9月1日から施行する。
- この運営規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この運営規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成21年2月21日から施行する。
- この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成22年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成27年1月1日から施行する。
- この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この運営規程は、平成31年4月1日から施行する。
- この運営規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この運営規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この運営規程は、令和3年8月1日から施行する。
- この運営規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この運営規程は、令和6年8月1日から施行する。

(別 表)

介護保険給付対象外サービス利用料表

1. 食 費	1 日	1, 4 4 5 円 { 朝食 3 2 0 円 昼食 7 0 0 円 夕食 4 2 5 円 (主菜大盛 6 0 円)
2. 居 住 費	1 日 個室	1, 2 3 1 円
	1 日 多床室	9 1 5 円
3. 金 銭 等 管 理 料 (施設に金銭管理を希望される方)	1 日	6 0 円
4. レクリエーション・クラブ活動費 (希望により参加していただいた方)		要した費用の実費
5. 理 美 容 代 (希望者)		要した費用の実費 { 散髪 1, 5 0 0 円 顔剃り 1, 0 0 0 円
6. 特 別 食 費		要した費用の実費
7. 複 写 物 交 付 料	1 枚	2 0 円

重要事項説明書

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛育会
(2) 法人所在地 京都府京田辺市飯岡南原41番地
(3) 電話番号 0774-65-4881
(4) 代表者氏名 理事長 小川 純達
(5) 設立年月 平成4年3月17日
(6) 介護事業の概要 介護老人福祉施設 定員50名
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 定員20名
通所介護・介護予防日常生活支援総合事業通所型サービス
定員30名
居宅介護支援事業
平成12年4月1日指定
指定番号 2673200081

2 ご利用施設

- (1) 施設の種別 介護老人福祉施設
(2) 施設の目的 介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、日常生活を営むために必要な介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム セピアの園
(4) 施設の所在地 京都府京田辺市飯岡南原41番地
(5) 電話番号 0774-65-4881
FAX番号 0774-65-3841
(6) 施設長(管理者)氏名 佐藤 堅一
(7) 当施設の運営方針 老人福祉法の基本理念に基づき、利用者の人格を尊重し、

健康で安らかな生活と、その向上を図るため、適切な養護援助を行い、処遇の万全を期する。

そのため、利用者が自主性をもち、安心して楽しく、健康で明るく過ごせる生活の場を形成するため、全職員が、常に真心と叡智を結集し、利用者個々の適切な生活援助に努める。

- (8) 開設年月 平成5年4月1日
(9) 入所定員 50名

3 居室の概要

(1) 居室等の概要 当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(但し、利用者の心身の状や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数		備 考
個室（1人部屋）	5室	5名	
2人部屋	3室	6名	
3人部屋	1室	3名	
4人部屋	14室	56名	
合 計	23室	70名	
食 堂	2室		ダイルーム利用
機能訓練室	1室		主な設置機器：昇降台、平行棒、マット
浴 室	2室		一般浴、中間浴、特殊浴槽
医 務 室	1室		
静 養 室	1室		

※ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

※ トイレ：トイレの場所は各階2箇所

4 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 〈主な職員の配置状況〉

(令和6年8月1日現在)

職 種	員 数				職 務 内 容
	常 勤		非 常 勤		
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	
1. 施設長（管理者）		1名			職員・事業の統括
2. 介護職員		22名		4名	介護業務
3. 生活相談員		3名			相談援助
4. 看護職員		3名		2名	健康管理
5. 介護支援専門員		1名			介護計画作成
6. 医師（嘱託医）				1名	健康管理
7. 管理栄養士		1名			献立・栄養管理
8. 機能訓練指導員（兼務）		1名			機能訓練業務
9. 事務員		2名			事務全般

(2) 〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週金曜日 13:30～17:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早 出 7:00～16:00 日 勤 9:00～18:00 遅 出(1) 10:00～19:00 遅 出(2) 10:30～19:30 夜 勤 16:15～ 9:15
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員

5 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

① 食事

- ・ 当施設では栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

・ 食事時間 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することもできます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) <ご利用料金について> (令和6年8月1日改定)

①ご利用料金 (介護報酬告示額の一割・二割・三割負担)

<従来型個室・多床室・旧措置入所>

地域区分6級地 (1単位10.27円)

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基準単位	589単位	659単位	732単位	802単位	871単位
看護体制加算Ⅰ	6単位				
看護体制加算Ⅱ	13単位				
夜勤職員配置加算Ⅰ	22単位				
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位				
1日の合計単位数	648単位	718単位	791単位	861単位	930単位
口腔衛生管理加算Ⅰ	90単位				
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (14%)	2,735単位	3,029単位	3,335単位	3,629単位	3,919単位
30日間の合計単位数	22,268単位	24,662単位	27,158単位	29,552単位	31,912単位
サービス料	228,692円	253,278円	278,912円	303,499円	327,736円
一割負担額 30日間の負担額	22,869円	25,328円	27,891円	30,350円	32,774円
二割負担額 30日間の負担額	45,738円	50,656円	55,782円	60,700円	65,547円
三割負担額 30日間の負担額	68,608円	75,983円	83,674円	91,050円	98,321円

※従来型個室と多床室の居住費が異なります。詳細は③その他の負担に掲載しております。
上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします。

② その他の加算負担

<入院・外泊加算> (最長12日間)

基準額	自己負担額
246単位	253円(日額)

<入所初期加算> (入所後30日間)

基準額	自己負担額
30単位	31円(日額)

<療養食加算>

基準額	自己負担額
6 単位	6 円(1 食)

<若年性認知症受入加算>

基準額	自己負担額
120 単位	123 円(日額)

<低栄養リスク改善加算>

基準額	自己負担額
300 単位	308 円(月額)

<再入所時栄養連携加算>

基準額	自己負担額
400 単位	411 円(1 回のみ)

<看取り介護加算について>

条件	単位数	自己負担額
死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位	74 円
死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位	148 円
死亡日以前 2 日または 3 日	780 単位	801 円
死亡日	1,580 単位	1,623 円

③ その他の負担

	1 日当たり	30 日間の負担額
食費	1,445 円 朝食 320 円 昼食 700 円 夕食 425 円 (主菜大盛り希望の場合追加 60 円)	43,350 円
居住費 (個室の場合)	1,231 円	36,930 円
居住費 (多床室の場合)	915 円	27,450 円
金銭管理料	60 円	1,800 円

※ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 介護保険の基本利用料に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(3) 〈その他のサービスと利用料金〉

① レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

- ・ 利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

② 理美容代

- ・ 利用料金：散髪と顔剃り 1,800円 散髪 1,500円 顔剃りのみ 1,000円

③ 特別な食事

- ・ 利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
- ・ 利用料金：要した費用の実費

④ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

1枚につき 20円

※ おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更する事由について説明します。

(4) お預かり金の入金方法（契約書第5条）

前記（2）、（3）の料金・費用は1ヶ月ごとに集計し、毎月末最終平日に金銭管理用でお預かりの預金口座より振替させていただきます。その際、振替手数料として55円/件を負担いただくこととなります。毎月末最終平日の前日までに以下のいずれかの方法でご入金ください。（1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）金銭管理を受託させていただく都合上、毎月ごとの請求書発行はしておりません。ご了承ください。

ア. 金銭管理用の預金口座へ直接入金

イ. 施設窓口での現金入金（こちらで金銭管理用の預金口座へ入金します）

※金銭管理用の預金口座をお預かりできない相当の理由が認められる場合は、その限りではない

6 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

なお、協力医療機関をはじめ、他の専門的医療機関や救急医療機関など受診を必要とし、受診をされる場合には、通院等でもご家族のご協力をお願いする事があります。

①協力医療機関

医療機関の名称 所在地 診療科	医療法人 芳松会 田辺病院 京田辺市飯岡南原55番地 内科、精神科
-----------------------	---

②協力歯科医療機関

医療機関の名称 所在地	後藤田歯科医院（訪問診療） 綴喜郡井手町大字井手小字南玉水48の2
----------------	--------------------------------------

7 利用者の施設利用上の注意義務等（契約書第9条）

(1)利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

(2)利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

(3)利用者は、ホームの施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

8 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者へ退所していただくこととなります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
(但し、利用者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は、平成17年3月31日まで適用されません。)② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合④ ホームが介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合⑤ 利用者から退所の申し出があった場合⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合 |
|---|

(1) 利用者からの退所の申し出（契約解除）（契約書第 15 条参照）

解約の有効期間であっても、利用者からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し・施設を退所することができます。

- ① 介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 6 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日間以内に支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は不法行為や著しい不信行為を行うなどによって、他の利用者の生活環境が著しく侵害されるなど本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 医療行為の必要性が増大し、施設での介護が困難である場合
- ⑤ 利用者が連続して 1 ヶ月以上病院又は診療所に入院された時点で引き続き計 3 ヶ月を超える入院と見込まれる場合もしくは連続して 3 ヶ月を超えて入院された場合
- ⑥ 利用者が他の介護保険施設に入所された場合

※ 利用者が病院などに入院された場合の対応について（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

- ① 検査入院等 7 日間以内の入院の場合

7 日間以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金と居住費をご負担いただきます。

1 日あたり 640 円

① 3ヶ月以内の入院の場合

利用者が1ヶ月以上入院された時点で3ヶ月以内の退院が見込まれ、概ね3ヶ月以内に退院された場合には、退院後も当施設に再び入所できるものとします。

② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

1ヶ月以上病院又は診療所に入院した時点で引き続き計3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、長期入所が満室であれば再び入所することはできませんが、短期入所生活介護を優先利用できるよう努めます。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ・ 適切な病院もしくは診療所又は老人保健施設などの紹介
- ・ 居宅介護支援事業者の紹介
- ・ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

9 一時外泊をされる場合（契約書第21条参照）

利用者が一時外泊される場合は、前日までに届け出てください。但し、外泊中であっても所定の利用料と居住費をご負担いただきます。

1日あたり 640円

10 施設に入所していただく場合

先づは、電話等でお申し込みください。利用できる方は要介護1～5までの方です。別紙申込書に診断書を添えて提出していただき、空室があれば入所いただけます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始いたします。居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に担当の介護支援専門員にご相談ください。

11 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人を求めることがあります。入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身又は、身元引受人が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第20条参照）

当施設は「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

1 2 緊急時の対応について

当事業所は、利用者に対し、診療が必要であると認めた場合、ご家族等へ連絡をさせていただいた上で、協力医療機関に診療を依頼することがあります。但し、診療については医療費一部負担がかかります。

1 3 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスにより事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族及び府市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 4 苦情の受付について（契約書第22条）

夫々で受け付けました苦情は、セピアの園において、誠意をもって問題の解決を図ります。

（1）苦情解決責任者

特別養護老人ホーム セピアの園 施設長 佐藤 堅一

（2）第三者委員

氏名	井爪 文一
住所	向日市寺戸町山縄手19-28
電話番号	075-922-6826
氏名	喜多 英男
住所	京田辺市新里ノ内68
電話番号	0774-62-1969

（3）苦情解決の方法

① 苦情の受付等

- ・ 担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付けるものとする。
- ・ 担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を意見・要望等の受付書に記録し、その内容について申出人に確認する。
 - ア. 苦情の内容
 - イ. 申出人の希望等
 - ウ. 第三者委員への報告の要否
 - エ. 申出人と責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち合いの要否
- ・ 責任者及び第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。この場合、責任者及び第三者委員はそれを担当者へ連絡し、担当者は、第2項により処理する。

② 苦情受付の報告、確認

- ・ 担当者は、受け付けた苦情はすべて責任者に報告する。
- ・ 投書など匿名の苦情についても意見・要望等の受付書に記録し、前号により報告するとともに、必要な対応を行う。

③ 苦情解決の話し合い

- ・ 第三者委員への報告の要否及び申出人と責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否が不要な場合は、申出人と責任者の話し合いによる解決を図るものとする。
- ・ 責任者は申出人との話し合いによる解決に努める。その際、申出人又は責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。
- ・ 第三者委員の立ち会いによる申出人と責任者の話し合いは、次により行う。
 - ア. 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ. 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

(4) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

所在地 京都府京田辺市飯岡南原 41 番地
担当者 生活相談員 吉田 奈緒
電話番号 0774-65-4881 (代表)
FAX番号 0774-65-3841
受付時間 年中無休 午前 9 時 ~ 午後 6 時

(5) その他

当施設以外にも居宅介護支援事業所、各市町村、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けております。

市町村名 京田辺市
所在地 京都府京田辺市田辺 80 番地
担当課 介護保険課
電話番号 0774-63-1122 (代表)
0774-64-1373 (直通)
FAX番号 0774-63-5777

市町村名 井手町
所在地 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 6 7
担当課 福祉課
電話番号 0774-82-6165 (代表)
0774-82-2001 (直通)
FAX番号 0774-82-5055

市町村名 精華町
住 所 地 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70
担 当 課 福祉課
電話番号 0774-94-2004 (代表)
0774-95-1904 (直通)
FAX番号 0774-93-2233

市町村名 城陽市
住 所 地 京都府城陽市寺田東ノ口16
担 当 課 高齢介護課
電話番号 0774-52-1111 (代表)
0774-56-4037 (直通)
FAX番号 0774-56-3999

市町村名 宇治市
住 所 地 京都府宇治市宇治琵琶33番地
担 当 課 介護保険課
電話番号 0774-22-3141 (代表)
0774-20-8731 (直通)
FAX番号 0774-20-8778

市町村名 宇治田原町
住 所 地 京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出10
担 当 課 健康福祉課
電話番号 0774-88-2250 (代表)
0774-88-6610 (直通)
FAX番号 0774-88-3231

市町村名 木津川市
住 所 地 京都府木津川市 木津南垣外110-9
担 当 課 高齢介護課
電話番号 0774-72-0501 (代表)
0774-72-1213 (直通)
FAX番号 0774-72-3900

京都府国民健康保険団体連合会
所 在 地 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地COCON烏丸内
担 当 課 介護保険課
電話番号 075-354-9050
FAX番号 075-354-9055

15 身体拘束について

身体拘束は、入所者の自由を制限することであり、入所者の人権・尊厳を守るためには行わないことを原則とする。

(1) 身体拘束の判断基準

介護保険指定基準上「入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するための緊急やむをえない場合」には身体拘束が認められている。これは、3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

① 切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※最終的には施設長の判断がなければ身体拘束をご家族に提案できない。

(2) 身体拘束を実施する場合の手続き

- ・身体拘束を実施せざるをえないような事態＝事故の予測
- ・身体拘束廃止委員会を開催し、アセスメントを行う。
- ・身体的拘束同意書の作成
- ・入居者及び入居者のご家族への説明・同意を得る。
- ・身体的拘束の実施及びケース記録への記載
- ・身体的拘束廃止に向けて身体拘束廃止委員会にて検討
- ・身体的拘束廃止に向けての介護方法等の入居者及びご家族への説明
- ・身体的拘束廃止(経過観察)

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項の説明し交付しました。

事業者

住 所 京田辺市飯岡南原4 1 番地
氏 名 社会福祉法人 愛育会
理事長 小川 純達

説明者

職 属 特別養護老人ホーム セピアの園
職 名 生活相談員
氏 名

私は、契約書及び本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始・決められた利用料を支払う事に同意しました。また、必要に応じ、私及び家族の個人情報を提供されることについても同意しました。

利用者

住 所
氏 名 印

署名代行者人

住 所
氏 名 印
利用者との関係

身元引受人

住 所
氏 名 印
利用者との関係